

生駒市訓令甲第4号

生駒市行政企画会議規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年9月29日

生駒市長 山下 真

生駒市行政企画会議規程等の一部を改正する訓令

(生駒市行政企画会議規程の一部改正)

第1条 生駒市行政企画会議規程(昭和45年11月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、教育長及び水道事業管理者」を「及び教育長」に改める。

別表都市整備部会の項中「公園緑地課課長」の次に「、花のまちづくりセンター所長」を加える。

(生駒市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第2条 生駒市行政改革推進本部設置要綱(昭和60年6月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、水道事業管理者」を削る。

別表都市整備部会の項中「公園緑地課課長」の次に「、花のまちづくりセンター所長」を加える。

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第3条 生駒市事務専決規程(平成2年4月生駒市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「及び部長」を「、部長及び局長」に改め、同条第7号中「衛生処理場長」の次に「、竜田川浄化センター所長」を加え、同条第10号中「、場長補佐」を「場長補佐、竜田川浄化センターにあっては副所長」に改め

る。

第18条の次に次の1条を加える。

(水道局長の専決事項)

第18条の2 水道局長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道及び都市下水路の占用の許可に関すること。

第53条の次に次の2条を加える。

(下水道課長の専決事項)

第53条の2 下水道課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 下水道工事の調査、設計及び監督に関すること。

(2) 現場監督の選任に関すること。

(3) 私設下水道の出願許可に関すること。

(4) 下水道施設の維持管理に関すること(次条第1号に係るものを除く。)

(竜田川浄化センター所長の専決事項)

第53条の3 竜田川浄化センター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 浄化センターその他処理施設の維持管理に関すること。

(生駒市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正)

第4条 生駒市生涯学習推進本部設置要綱(平成10年8月生駒市訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、教育長及び水道事業管理者」を「及び教育長」に改める。

(生駒市人権教育及び人権啓発推進本部規程の一部改正)

第5条 生駒市人権教育及び人権啓発推進本部規程(平成14年3月生駒市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、教育長及び水道事業管理者」を「及び教育長」に改める。

(生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程の一部改正)

第6条 生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程（昭和59年12月生駒市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水道事業管理者」を「助役」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。